

平成28年度

— 第16回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	平成29年 1月30日	14時30分				
閉 会	平成29年 1月30日	15時40分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	佐藤 進	出	森本哲次	出
	高本恭子	出	上野周真	欠		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議 案 及 び 議 事 内 容

<p>次 第</p> <p>議決事項 1 奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例について</p> <p>議決事項 2 奈良県指定文化財の指定について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p>
<p>○吉田教育長「ただ今から、平成28年度第16回定例教育委員会を開催いたします。本日は上野委員が欠席ですが、定足数を満たしており、委員会は成立しております。」</p>	
<p>○吉田教育長「まず、前回の定例教育委員会議事録の承認についてです。お手元に配布している議事録について、各委員内容をご確認ください。ご承認をいただけますか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で承認</p> <p>○吉田教育長「議決事項 1 については 2 月県議会上程前の案件であり、当教育委員会においては非公開議案として審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長「委員の皆様の議決をいただきましたので、議決事項 1 については、非公開議案として審議することといたします。」</p>	<p>承 認</p> <p>可 決</p>
<p>議決事項 2 奈良県指定文化財の指定について</p>	
<p>○吉田教育長 「それでは、議決事項 2 『奈良県指定文化財の指定』について、ご説明をお願いします。」</p> <p>○尾登文化財保存課長 「奈良県指定文化財の指定について、ご説明します。 この件は、昨年 9 月 2 日開催されました本委員会において、平成28年度の県指定文化財候補 9 件について、奈良県文化財保護審議会に諮問させていただくことをご承認いただいたものです。その後、9 月 15 日に審議会に諮問し、各専門部会において候補についての現況調査・検討をいただきました。12 月 26 日に開催された審議会で、指定候補 9 件全てを奈良県指定文化財に指定し、保護することが適当であると認められる旨の答申をいただきました。 内容を順にご説明します。資料 3 ページ、瀨ホテル本館 1 棟、建造物の有形文化財です。資料 4 ページ、木造来迎会所用面 28 面、これは當麻寺の所蔵です。資料 5 ページ、紙本金地著色南蛮人渡来図・競馬図、六曲屏風で左隻右隻の一双を指定します。資料 6 ページ、黒漆金銅装神輿 1 基、吉野水分神社の所有です。資料 7 ページ、片岡家文書 13, 142 点、宇陀市の片岡彦左衛門の所有です。資料 8 ページ、竹内遺跡出土品一括、考古資料ということで、学校法人奈良学園奈良文化高等学校の所有です。資料 9 ページ、大柳生の宮座行事、無形民俗文化財で、無形民俗文化財で、保持団体は夜支布山口神社宮座行事保存会です。資料 10 ページ、西田中瓦窯 7 基で、大和郡山市が所有する史跡です。資料 11 ページ、飯降薬師の磨崖仏 1 基、宇陀市自治会が所有する史跡です。以上 9 件の答申をいただいたので、指定についてご承認くださるようお願いいたします。」</p>	

議案及び議事内容

なお、県指定文化財の指定状況については、合計545件の指定になります。委員の皆様からはより多くの指定するようご意見も頂いていますので、来年度の指定に向けて検討、研究していきたいと考えています。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○佐藤委員 「指定文化財は、PR等の取組はありますか。」

○尾登文化財保存課長 「地域では看板で紹介している他、広く周知するためにホームページに掲載しています。活用ということもあるので、PR方法を検討したいと考えています。」

○花山院委員 「観光に熱心に取り組む市町村もあります。地元の人が地元のを大切にしてい発信する、地域で盛り上げていけるようなことがあればいいなと思います。」

○尾登文化財保存課長 「県指定を受けて、その後地域の活性化の目玉にするという流れがあります。

例えば、王寺町の『雪丸』は達磨寺にあります。県指定を受けて展開しようとしているほか、唐古鍵遺跡でも、それを活用しようとする中で、県指定も資源にしてもらえます。

その点では県指定がたくさんあっても良いので、できるだけ広く県指定し、それを活用いただくということになればと思います。」

○森本委員 「全国と比べて、奈良の指定状況はいかがですか。」

○尾登文化財保存課長 「数的には少ないかも知りません。奈良県には飛鳥時代、奈良時代の重要文化財や国宝が数多くあり、県指定はそれを追いかける形になります。

しかし潜在的に多くの候補があることは確かです。古い時代に注力したため、比較的新しい時代のものについては調べ切れておらず、なかなか指定できていない状況です。近世、江戸時代中期から後期をものを対象に調査し、指定をしていきたいと思っています。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項2については可決いたします。」

その他報告事項

○吉田教育長 「その他報告事項について、ご報告をお願いします。」

○香河学校教育課長 「県立高等学校空調設備設置に係る導入前後調査について、ご報告します。

県立高等学校の空調設備設置について検討を進めるため、平成27年度にモデル校である大和中

議案及び議事内容

中央高等学校、二階堂高等学校、青翔高等学校、西和清陵高等学校、高取国際高等学校の計5校に空調設備を設置いたしました。モデル校の教員や生徒に対して、導入前・導入後に調査を行いましたので、結果をご報告します。

学習環境についてです。導入前の教室の温度を計測すると、7月から8月はほとんどの教室で30度を超えている状況です。40度近い温度を記録している教室もありました。

健康状態についてです。保健室利用者数は、導入前・後において、大きな変化は見られませんでした。内科的な理由で保健室を利用する生徒は、導入後に減少しました。また月5日以上欠席者数も調査しましたが、教室環境以外にも様々な要因が関係するため、大きな差はありませんでした。生徒アンケートの結果からは、『暑さのために気分が悪くなるがあった』と回答した生徒は、導入前の45.5%から24.8%と20.7%減少しました。また暑さのため、保健室を利用したり早退したりした生徒も減少しています。教員からも体調不良者が減り、出席率が向上したという報告がありました。

学習効率についてです。生徒アンケートの結果をみると、『集中して授業をうけることができた』と回答した生徒の割合は、導入前の6月から9月と比較して、導入前の47.5%から75.1%と27.6%増加しました。教員アンケートの結果をみても、『生徒が集中して授業をうけることができた』と回答した教員が、導入前の56.3%から95.9%と39.6%増加しました。『授業が計画に沿って進めやすくなった』という意見が大半を占めました。

また暑い時期の生徒の様子について、教員に自由記述で回答を求めたところ、『集中力が持続して、積極的、意欲的に授業に取り組むようになった』、『定期考査に最後まであきらめずに取り組むようになり、成績も向上した』、『夏期休業中の補習や進路指導が効果的に実施できた』等の意見がありました。

以上の結果から、空調を導入することで、授業中に暑さで気分が悪くなる生徒が減少し、健康面でも効果がみられました。また生徒の学習意欲が増し、授業への集中力が高まったということがわかりました。

これらの調査結果を受け、生徒が日常利用する普通教室への空調設備の設置を進めていきたいと考えています。

以上です。」

○吉田保健体育課長 「学校管理下の体育・スポーツ活動における事故防止検討委員会について、ご報告します。

学校管理下の体育・スポーツ活動中の事故防止については、各学校において適切な措置を講じているところですが、依然として事故は毎年発生しています。この中には、後遺症が残るような重大事故も発生していることも事実です。またご承知のように、今夏の生駒市立中学校において、ハンドボールの部活動中に熱中症で倒れた生徒が、翌日未明に亡くなるという大変痛ましい事故も発生しています。体育・スポーツ活動を実施する上で事故・怪我等を完全に避けることはできませんが、後遺症が残るような重大事故の発生リスクは、限りなくゼロにしていく必要があります。

そこで本委員会を立ち上げ、各学校において適切な対応と効果的な指導が展開されるよう、本県で過去に発生した事事例や、日本スポーツ振興センターが有しているデータをもとにして、外部の有識者を含めて検討することとしました。委員構成は、スポーツドクター、弁護士、学校体育関係者等を含めて10名で構成しました。

第1回を12月27日に開催しました。当日は、過去の県・全国における事故についての統計報告、熱中症の統計報告、事故防止に係る本県教育委員会、学校の取組について報告いたしました。各校種別の学校現場の状況や、ヒヤリハット事例並びに学校管理下の体育・スポーツ活動中

議 案 及 び 議 事 内 容

に生じる法律的義務などについて、計約2時間にわたり検討・協議を行いました。

内容の一部を資料4で簡単に説明させていただきます。これは平成23年から27年における、本県の災害発生状況の過去5年間平均を、体育、運動部活動、その他の3つのカテゴリーに分けて示しているものです。小学校では、体育活動中の事故発生は約20%、中学校では体育の授業中が18.7%、運動部活動中が55%、約75%が体育、運動部活動中に発生しています。高等学校では、体育の授業中が約20%、運動部活動中が61.7%で、合計81.7%となっています。

次は体育の授業における事故発生状況を運動種別ごとにまとめた資料です。小学校では、器械体操が26.8%、準備運動等が20.5%、バスケットボールが12.9%となっています。中学校では、バスケットボールが26.9%、陸上競技が13%、器械体操が11.9%となっています。高等学校では、バスケットボールが39.3%、バレーボールが12.5%、サッカー・フットサルが12.4%となっています。

最後は運動部活動中の事故発生状況を運動種別ごとにまとめた資料です。中学校においては、バスケットボールが30.2%、サッカー・フットサルが13.1%、野球が11.8%となっています。高等学校においては、バスケットボールが19.5%、野球が16.9%、サッカー・フットサルが16.5%となっています。

次回2月21日、3回目は3月28日に開催させていただき、年度内に報告書としてとりまとめ、次年度なるべく早い時期に管理職・指導者対象の研修会を開催したいと考えています。

学校管理下の体育・スポーツ活動における事故防止検討委員会報告については、以上です。」

○吉田保健体育課長 「次に学校敷地内における禁煙の徹底について、ご報告します。

学校敷地内における禁煙については、県立学校では平成18年度より、当時の矢和多教育長の県立校長会での口頭通知により実施をお願いしていました。

県下の公立小・中学校における、敷地内喫煙等の状況については、毎年「学校保健事業等の実施状況調査」で把握していますが、昨年度末の調査では、小学校4校、中学校3校で実施していない状況でした。

平成27年6月議会の代表質問で、維新の清水議員から敷地内禁煙の実施状況を質問され、吉田教育長から平成28年4月からは完全敷地内禁煙を実施する旨の答弁をしていただきました。しかし昨年10月に、県内の公立中学校において、校舎内の空き部屋を喫煙室として使用していた事案が発生しました。

この度、正式な通知文として吉田教育長の思いを伝えることにしました。この通知文は、県立学校長だけでなく、市町村教育長、各学校長あてに直接、各教職員あての文書も参考として添付し、12月19日付けで発出しました。

学校敷地内における禁煙の徹底については、以上です。」

○吉田保健体育課長 「最後に部活動における休養日の徹底について、ご報告します。

部活動における休養日の設定については、従来より、生徒の健康面への配慮はもちろんのこと、生徒一人一人が自由時間を確保できるようにするとともに、学校行事、生徒会活動等にも積極的に参加できるよう、1週間のうちで、中学校では少なくとも2日、高等学校では少なくとも1日を休養日として『ノー部活デー』を設けるよう、機会あるごとをお願いしてきたところです。

本年度、公立中高等学校を対象に『運動部活動に関する調査』を実施したところ、運動部活動において休養日を設定していると回答した中学校は40%、高等学校は44%であり、趣旨が徹底されていないことが判明しました。また、教職員課が実施した『教員勤務実態調査』によると、中

議 案 及 び 議 事 内 容

学校において、『勤務時間外で多い業務』と回答のあったもののうち、最も割合の高いのは『部活動・クラブ活動』であり、『最も負担を感じている業務』も同様の回答でした。

このようなことから、12月21日付けで教育長名で、少なくとも週1日以上、中学校は週2日を目標として休養日を設定すること、その中には、年間を通じて12日間以上の土曜日、日曜日又は祝日を含むようにすることを通知しました。1月より3月は試行期間、来年度4月より完全本格実施としています。なお、半期に1回程度の報告を求めることも併せて通知しているところです。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「学校内の敷地内禁煙について、保護者等外来者への周知はどうするのでしょうか。」

○吉田保健体育課長 「看板等の状況を確認して、設置していない学校について、例えば『敷地内は完全禁煙にしていします 学校長』と示した看板等を設置いただく等、至急対応したいと考えています。」

○花山院委員 「学校管理下の事故について、直近では福岡県でハンドボール用ゴールが倒れて小学4年生の男児児童が死亡する事故がありましたが、小・中学校に対する対策や状況はいかがでしょうか。」

○吉田保健体育課長 「ゴールポストは基本的に倒れないよう固定するのが当然のことです。

法律上は安全点検を学期ごとに最低1回以上必ず実施することになっています。また日常点検、臨時の点検をすることが義務づけられています。

今回の事象については、留め具が5カ所あったもののうち数カ所が外れており、それを知りながら放置していたことが原因です。」

○佐藤委員 「県立高等学校に空調設備の設置を進めていきたいということですが、目標年度等がありますか。」

○香河学校支援課長 「次年度以降で設置を進めていきたいと考えていますが、今の時点で目標年度を決めるところには至っていません。まだ耐震工事の残っている学校があり、耐震工事の進捗状況等を踏まえ、設置していきたいと考えています。」

○吉田教育長 「公立小・中学校における非構造部材の耐震化率が、全国平均71.1%のところ、奈良は23.6%で、ワースト1位となっているとの報道がありました。」

○香河学校支援課長 「非構造部材の点検と対策で、文部科学省が毎年4月1日現在の状況を調査している内容です。

基本的に体育館等のつり天井、照明、バスケットゴール等の優先的な対策が求められており、それ以外の窓ガラス、ロッカー等も含めて耐震化をすることになっているものです。一定規模以上の体育館等のつり天井等と、それ以外の非構造部材の点検と対策の各実施状況を分けて公表しています。

議案及び議事内容

つり天井等以外の施設の点検率について、小・中学校の全国平均が94.4%に対して、奈良は66.6%。さらに対策の実施状況が23.6%となっています。

市町村に対しては、構造体の耐震化はほぼ終了したので、次の段階として非構造部材の耐震化に取り組むよう会議等の場で改めて周知をしたいと思います。」

○吉田教育長 「高等学校ではどういった状況ですか。」

○香河学校支援課長 「県内公立高等学校の点検率が97.3%、対策率は91.9%です。文部科学省からガイドブックが出されていて、点検のポイント等が細かく提示されており、これに沿った対応をお願いしているところです。」

○森本委員 「部活動における休養日の徹底について、通知には休養日の設定の仕方についての考え方、また半期に1回報告を求めることと示されています。取組についての徹底をぜひお願いします。」

○吉田保健体育課長 「この内容については、運動部活動を所管してる中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟の会長及び理事長とヒアリングも実施しています。十分可能な取組であり、徹底していきます。」

○森本委員 「文部科学省の対応はどうですか。」

○吉田教育長 「全国都道府県教育長委員会連合会総会では、来年度中にガイドラインを示すという説明がありました」。

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

非公開議案

議決事項 1 奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例について

非公開にて審議

○吉田教育長 「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」